

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（第七章（略））</p> <p>第八章 監督（第九十二条の二（第九十七条の三））</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章（第七章（略））</p> <p>第八章 監督（第九十二条の二（第九十七条の四））</p> <p>第九章（略）</p> <p>附則</p>
<p>（共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の禁止）</p> <p>第五十条の四 組合は、共済事業に係る経理からそれ以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る経理に属する資金を調達してはならない。ただし、<u>行政庁</u>の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>（例）</p>	<p>（共済事業に係る経理の他の経理への資金運用等の禁止）</p> <p>第五十条の四 組合は、共済事業に係る経理からそれ以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供してそれ以外の事業に係る経理に属する資金を調達してはならない。ただし、<u>厚生労働大臣</u>の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2   <u>地域又は職域が都道府県の区域に属する前項の承認の申請は、</u> <u>当該都道府県の知事を経由して行わなければならない。</u></p>
<p>（資産運用の方法等）</p> <p>第五十条の十四 共済事業を行う組合は、その資産のうち第五十条の第三項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するものを<u>厚生労働省令</u>で定める方法及び割合以外の方法及び割合で運用してはならない。ただし、<u>行政庁</u>の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>（例）</p>	<p>（資産運用の方法等）</p> <p>第五十条の十四 共済事業を行う組合は、その資産のうち第五十条の第三項の規定により共済事業に係るものとして区分された経理に属するものを<u>厚生労働省令</u>で定める方法及び割合以外の方法及び割合で運用してはならない。ただし、<u>厚生労働大臣</u>の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2   <u>第五十条の四第三項の規定は、前項の承認の申請に準用する。</u></p>
<p>（所管行政庁）</p> <p>第九十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、<u>地域又は職域が地方自治体の管轄区域を超える組合</u>については<u>厚生労働大臣</u>、その他の組合については<u>当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事</u>とする。</p>	<p>（所管行政庁）</p> <p>第九十七条 この法律中「行政庁」とあるのは、<u>地域又は職域が都道府県の区域を超える組合</u>については<u>厚生労働大臣</u>、その他の組合については<u>都道府県知事</u>とする。</p>
<p>（事務の区分）</p> <p>第九十七条の三 <u>第五十条の四第二項（第五十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</u></p>	<p>（事務の区分）</p> <p>第九十七条の三 <u>第五十条の四第二項（第五十条の十四第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</u></p>
<p>（権限の委任）</p> <p>第九十七条の三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第九十七条の四（略）</p> <p>2（略）</p>
<p>第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 <u>第二十六条の三第二項、第二十六条の四、第五十条の三、第五十条の四、第五十条の七から第五十条の九まで又は第五十条の十四の規定に違反したとき。</u></p>	<p>第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事、清算人又は会計監査人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 <u>第二十六条の三第二項、第二十六条の四、第五十条の三、第五十条の四第一項、第五十条の七から第五十条の九まで又は第五十条の十四第二項の規定に違反したとき。</u></p>
<p>九（四十五）（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>九（四十五）（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○ 厚生労働省令施行規則 (昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第 5 号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章(第八章(略))</p> <p>第九章 監督(第二百四十八条(第一百五十四条))</p> <p>第十章 雑則(第二百五十五条(第二百五十七条))</p> <p>附則</p> <p>(組合の定款の変更の認可を要しない事項)</p> <p>第五百五十九条 法第四十条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げる事項とする。</p> <p>一 主たる事務所所在地の変更(行政庁の書類を伴わないものに限る。) 又は従たる事務所所在地の変更</p> <p>二 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の實質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理</p> <p>(資金運用等の承認の申請)</p> <p>第六百六十六条 法第五十条の四ただし書に規定する承認を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、これを行政庁に提出することとする。</p>	<p>目次</p> <p>第二章(第八章(略))</p> <p>第九章 監督(第二百四十八条(第二百五十五条))</p> <p>第十章 雑則(第二百五十六条(第二百五十八条))</p> <p>附則</p> <p>(組合の定款の変更の認可を要しない事項)</p> <p>第五百五十九条 法第四十条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げる事項とする。</p> <p>一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地の変更</p> <p>二 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の實質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理</p> <p>(資金運用等の承認の申請)</p> <p>第六百六十六条 法第五十条の四第一項ただし書に規定する承認を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、これを地方厚生局長(同)</p>

<p>より行うものとする。</p> <p>一(六) (略)</p> <p>(長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法)</p> <p>第二百一条 長期共済事業(共済事業のうち共済期間が一年を超える共済事業(責任共済等の事業を除く。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行う組合(以下この条及び次条において「長期共済事業組合」という。)の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>一(十二) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める割合は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ別項を旨に定める割合とし、当該各号の資産の合計額は、当該組合の共済事業に属する資産の総額に対し、当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならない。</p> <p>一(四) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>務又は隣接が「以上の地方厚生局長の管轄区域に在る組合にあつては、厚生労働大臣(第三十三条において同じ。))に提出することにより行うものとする。</p> <p>一(六) (略)</p> <p>(長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法)</p> <p>第二百一条 長期共済事業(共済事業のうち共済期間が一年を超える共済事業(責任共済等の事業を除く。))をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行う組合(以下この条及び次条において「長期共済事業組合」という。)の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</p> <p>一(十二) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 長期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める割合は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ別項を旨に定める割合とし、当該各号の資産の合計額は、当該組合の共済事業に属する資産の総額に対し、当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならない。</p> <p>一(四) (略)</p> <p>4 (略)</p>
--	---

(短期共済事業のみを実施する組合の資産運用の基準)

第二百二条 長期共済事業組合以外の組合(以下この条において「短期共済事業組合」という。)の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一十三 (陸)

2 短期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める割合は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とし、当該各号の資産の合計額は、当該組合の共済事業に属する資産の総額に対し、第一号に掲げる資産にあつては同等に定める割合を乗じて得た額以上、第三号から第五号までに掲げる資産にあつては当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならない。

一五 (陸)

3 (陸)

(資産運用の承認申請等)

第二百三条 共済事業を行う組合が法第五十条の十四ただし書に規定する承認の申請を行う場合は、申請書に理由書、当該組合の資産運用に関する規程、資産運用体制及び資産運用に係るリスクを管理する体制並びに運用方法に関する書類を添付して、これを行務所に提出することにより行うものとする。

2 行務所は、前項の組合に対して、定款、規約、法務関係書類及び事業

(短期共済事業のみを実施する組合の資産運用の基準)

第二百二条 長期共済事業組合以外の組合(以下この条において「短期共済事業組合」という。)の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一十三 (陸)

2 短期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める割合は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とし、当該各号の資産の合計額は、当該組合の共済事業に属する資産の総額に対し、第一号に掲げる資産にあつては同等に定める割合を乗じて得た額以上、第三号から第五号までに掲げる資産にあつては当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならない。

一五 (陸)

3 (陸)

(資産運用の承認申請等)

第二百三条 共済事業を行う組合が法第五十条の十四第一項ただし書に規定する承認の申請を行う場合は、申請書に理由書、当該組合の資産運用に関する規程、資産運用体制及び資産運用に係るリスクを管理する体制並びに運用方法に関する書類を添付して、これを地方厚生局長に提出することにより行うものとする。

2 地方厚生局長は、前項の組合に対して、定款、規約、法務関係書類及び

報告書並びにこれらの附属書類その他の必要と認める書類の提出を求めることとなる。

3 (陸)

(前号)

び事業報告書並びにこれらの附属書類その他の必要と認める書類の提出を求めることとなる。

3 (陸)

(権限の委任)

第二百五十五条 法第七十七条の四第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限(別条又は附条が二以上の地方厚生局長の管轄区域にわたる場合に關する権限を除く。)は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第三項に規定する権限
- 二 法第十二条第四項第二号及び第三号並びに第六項に規定する権限
- 三 法第十二条の二第三項において使用する事業法第三十五条、第二百六条及び第二百七条第一項第三号に規定する権限
- 四 法第三十条の二第三項(法第三十条の九第五項及び第七十三条において使用する命令を含む。)に規定する権限
- 五 法第四十条第四項から第六項まで及び第八項に規定する権限
- 六 法第五十条の二第五項に規定する権限
- 七 法第五十条の四第一項に規定する権限
- 八 法第五十条の五に規定する権限
- 九 法第五十条の九に規定する権限
- 十 法第五十条の十二第一項及び第三項に規定する権限
- 十一 法第五十条の十三に規定する権限
- 十二 法第五十条の十四第一項に規定する権限

第十章 雑 則

(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)

第二百五十五条 (略)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第二百五十六条 (略)

(職員の身分を示す証票及び証明書)

第二百五十七条 (略)

十三 法第五十三條の四第一項及び第三項に規定する権限

十四 法第五十三條の五に規定する権限

十五 法第五十三條の十第一項から第三項まで及び同條第四項において準用する民事訴訟法(平成十一年法律第百二十五号)第六十一条第一項に規定する権限

十六 法第五十三條の十三第一項に規定する権限

十七 法第五十三條の十七第二項(法第五十三條の十九第二項において準用する場合を含む。)に規定する権限

十八 法第五十七條第一項に規定する権限

十九 法第五十七條第二項(法第六十二條第三項及び第六十九條第二項において準用する場合を含む。)に規定する権限

二十 法第五十八條(法第四十條第七項、第六十二條第三項、第六十三條第三項及び第六十九條第二項において準用する場合を含む。)に規定する権限

二十一 法第五十九條第二項及び第三項(法第四十條第七項、第六十二條第三項、第六十三條第三項及び第六十九條第二項において準用する場合を含む。)に規定する権限

二十二 法第六十二條第一項に規定する権限

二十三 法第六十四條第三項に規定する権限

二十四 法第六十九條第一項に規定する権限

二十五 法第八十九條第一項に規定する権限

二十六 法第九十二條において準用する商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十四條及び第二十五條第三項に規定する権限

二十七 法第九十二條の二第一項及び第二項に規定する権限

二十八 法第九十三條に規定する権限

二十九 法第九十三條の二に規定する権限

三十 法第九十三條の三第一項及び第二項に規定する権限

三十一 法第九十四條第一項から第五項までに規定する権限

三十二 法第九十四條の二第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する権限

三十三 法第九十五條に規定する権限

三十四 法第九十六條第一項に規定する権限

三十五 法第九十六條の二に規定する権限

第十章 雑 則

(電磁的記録に記載された事項を表示する方法)

第二百五十六条 (略)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第二百五十七条 (略)

(職員の身分を示す証票及び証明書)

第二百五十八条 (略)